

○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件（平成六年大蔵省告示第七十一号）

改 正 案

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五条第四項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を次のように定め、平成六年四月一日から適用する。

平成六年三月二十五日

大蔵大臣 藤井 裕久

信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の主務大臣が定める率は、年百分の八百とする。ただし、信用金庫が発行する優先出資であって、その引受けに係る取得優先出資等（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第二十五条第一項に規定する取得優先出資等のうち、協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資に限る。）のみを信託する信託の受益権の同法第二十八条第一項の規定による買取りを行うべき旨の決定を預金保険機構と当該協同組織中央機関が受けたものについては、当該優先出資の発行価額を額面金額で除して得た値に百分の八を乗じて得た率とする。

現 行

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第四条第四項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を次のように定め、平成六年四月一日から適用する。

平成六年三月二十五日

大蔵大臣 藤井 裕久

信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第四項の主務大臣が定める率は、年百分の八百とする。